物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和五年度に取得した財産からこれを適用する。

○総務省令第三十一号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）の施行に伴い、電気通信事業法第百十六条の五の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（帳簿） **第四十条の八の十三**　法第百十六条の五の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十八条第八項の規定により読み替えて適用する法第百十六条の二第二項第三号の業務に係る次に掲げる事項（国立研究開発法人情報通信研究機構法第十八条第六項第二号の委託業務を行う場合に限る。） イ　国立研究開発法人情報通信研究機構から通信履歴等の電磁的記録の提供を受けた日時 ロ　イの通信履歴等の電磁的記録の項目 ハ　イの通信履歴等の電磁的記録を証拠として行う通知の通知先の電気通信事業者の氏名又は名称 ニ　ハの通知を行つた日 ［2・3　略］	（帳簿） **第四十条の八の十三**　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。